

報道機関各位

発信日	令和5年4月14日	担当者名	井上 稔
担当課	都市計画課	電話番号	0942-85-3601

50戸連たん制度の区域を指定しました

鳥栖市養父地区

事業内容	<p>鳥栖市では、市街化調整区域の既存集落の人口減少抑制と地域コミュニティの維持を図ることを目的に、平成30年4月から『50戸連たん制度』を運用しています。</p> <p>50戸連たん制度は、佐賀県都市計画法施行条例に基づく制度で、指定された区域内においては戸建専用住宅の開発（建築）が可能となります。</p> <p>平成30年4月に指定した『江島地区』に続き、令和5年4月より、『養父地区』でも区域を指定し、制度の運用を行います。（ただし、以下の点に留意が必要です。）</p> <p>【留意事項】</p> <p>※都市計画法で定められた開発（建築）許可が必要となります。</p> <p>※農地については、別途、農地転用許可が必要となります。</p> <p>※共同住宅の開発（建築）はできません。</p> <ul style="list-style-type: none">● 区域名称 養父地区（令和5年4月11日区域指定）● 区域の所在 養父地区の一部● 区域面積 9.5ha（添付チラシの区域図のとおり）
------	---

添付資料	チラシ
------	-----

関連サイト	市街化調整区域における50戸連たん制度について（鳥栖市ホームページ） https://www.city.tosu.lg.jp/soshiki/22/3185.html
-------	---

市街化調整区域における『50戸連たん制度』 の区域（養父地区）を指定しました

鳥栖市では、市街化調整区域の既存集落の人口減少抑制と地域コミュニティの維持を図ることを目的に、平成30年4月から『50戸連たん制度』を運用しています。

50戸連たん制度は、佐賀県都市計画法施行条例に基づく制度で、指定された区域内においては戸建専用住宅の開発（建築）が可能となります。

平成30年4月に指定した『江島地区』に続き、令和5年4月より、『養父地区』でも区域を指定し、制度の運用を行います。（ただし、以下の点に留意が必要です。）

【留意事項】

- ※指定区域内であっても、道路接道要件を満たさない土地には開発（建築）できません。
- ※都市計画法で定められた開発許可不要とされている建築物以外は、全て開発（建築）許可が必要となります。
- ※指定区域内の農地については、上記開発（建築）許可と共に、農地転用許可が必要となります。
- ※これまでの許可要件（都市計画法第34条各号）は従前どおりの運用となります。
- ※50戸連たん制度の運用では、共同住宅の開発（建築）はできません。

■指定区域

（名称）養父地区：令和5年4月11日区域指定

区域の所在	区域面積 (ha)	開発（建築） 可能な建築物	建ぺい率／容積率 (%)	高さ制限 (m)
養父地区の一部	9.5	戸建専用住宅のみ	60／200	10

（指定区域図）裏面のとおり

※区域図は参考図であるため、土地・建物の取引や開発（建築）の際には、市都市計画課にて詳細な区域図をご確認ください。

■お問い合わせ先

鳥栖市建設部都市計画課庶務係

Tel：0942-85-3601 Fax：0942-85-2114 E-mail：toshi@city.tosu.lg.jp

50戸連たん（養父地区）指定区域

※区域図は参考図であるため、土地・建物の取引や開発（建築）の際には、事前に市都市計画課にて詳細な区域図をご確認下さい。

